

○大府市献血推進協議会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、献血思想の普及及び献血事業の推進を図るため、予算の範囲内において交付する大府市献血推進協議会交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、大府市献血推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、協議会が実施する献血推進事業とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	細分類	内容
報償費	記念品等	事業参加者への謝礼
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する経費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	印刷製本費	事業で使用するポスター等の印刷製本に要する経費
役員費	通信運搬費	郵送料等（当該事業のみに係る経費であることが明らかなもの）
使用料及び賃借料		事業を行うために必要な場所等の使用料又は借上料